

同好会による est 会館利用規則豊田自動織機労働組合
豊田自動織機健康保険組合

標題の利用に関し、別に定める「組合会館 est 施設利用規則」に加えて、本利用規則を定める。

1. 利用の目的

労働組合（以下「労組」という）、健康保険組合（以下「健保」という）の事業の目的に沿った**非営利活動**に限る。

2. 同好会の構成

同好会の会員は組合員（労組組合員、健保組合員）とする。また同好会には代表者（正および副）を設置し、労組、健保およびest管理人室（以下「管理人室」という）との各種手続き等にあたるものとする。

3. 会員の特例

組合員の資格を有しない者につき**特例として**、組合員OB、健保被保険者の扶養となっていない家族（以下総称して「OB等」という）を会員とすることを認める。なおOB等は代表者になることはできず、また同好会会員総数の1/2を超えてはならない。

4. 利用方法・条件

- 1) 所定の「組合会館est施設利用許可申請書」を管理人室へ提出するとともに、合わせて別紙「est会館利用同好会名簿」を管理人室へ提出し、労組、健保の許可を得る。
- 2) 労組、健保が利用日時の変更を要請した場合は、予約済みのものであってもこれに応じなければならない。
これにより同好会および第三者に不利益を生じても同好会は労組、健保に異議申立ておよび一切の請求をすることはできない。

5. 講師の使用

- 1) 同好会は活動にあたり講師を使用することができる。この場合、別紙「est会館利用同好会名簿」へ講師の情報、講師料を記入し届け出ることにより労組、健保の許可を要する。
- 2) 労組、健保の判断で該当講師の使用中止を求めることができ、その場合は指示に従わなければならない。

6. 禁止事項

- 1) 「組合会館est施設利用規則」にて規定している禁止事項
- 2) estおよび会社敷地内での掲示、貼紙、印刷物の頒布、放送、演説などの行為および**政治・宗教**などの、労組、健保が許可していない活動

上記の禁止事項を遵守しない場合、その者が所属する同好会の利用を制限することがある。

7. 同好会の責任

「組合会館est施設利用規則」にて規定している注意事項、および前記の禁止事項にあたっては**同好会が責任をもって対処する**ものとし、これらにより発生した損害、傷病等について労組、健保は一切の責任を負わない。また、万一これらによる問題が発生した場合は速やかに管理人室へ報告すること。なお、講師に対しても**同好会が責任をもって本利用規則を遵守**せること。

8.駐車場の利用

同好会会員および講師は、会社体育館の駐車場を利用するものとする(会館横側および裏側の駐車場は利用不可)。会社体育館駐車場での枠外駐車、路上駐車などの迷惑・違法駐車を行なってはならない。なお会社体育館駐車場を利用の場合に、労組、健保、管理人室から車移動の指示があった場合は速やかに従うこと。

9.本利用規則の改正

この利用規則は労組、健保の判断により改正する場合がある。その際は速やかに同好会へ通知を行なう。

以 上

est会館利用同好会名簿 (利用申込書と合わせて提出)		記入日	年 月 日
同好会名		同好会人数(講師含まず)	人
種 別	エアロビ ・ ヨガ ・ フラワーアレンジメント ・ その他 ()		
利用施設	フィットネスルーム ・ 会議室A ・ 会議室B ・ その他 ()		
利用日と時刻	月・火・水・木・金 または ()月()日		: ~ :
代表者(正) (組合員であること)	氏 名	印	保険証記号・番号
	連絡先電話番号		被保険者の場合、所属先
代表者(副) (組合員であること)	氏 名	印	保険証記号・番号
	連絡先電話番号		被保険者の場合、所属先

同好会会員(代表者についても記載)

※組合員でない方は総員の1/2以下であることが利用条件です

No.	氏 名	該当する区分いづれかに○		保険証(組合員OBの場合は当時の記号番号を、家族の場合は被保険者の記号番号を記入)	
		組合員 (労組 or 健保組合員)	組合員でない (OB or 扶養に入っていない家族)	記号	番 号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【11名以上の分は裏面に記入してください】

講師

講師の使用		あり ・ なし (ありの場合、下記を記入)		
講 師 の 情 報	業者名		講師の人数	
	住 所	〒		
	講師名		連絡先電話番号	
	会費・講師料 の設定	会費徴収額 (例)会員一人あたり〇〇〇円/月 など	講師料の支払い (例)徴収会費の合計額を前月末までに代表者が振り込み など	

※ご記入いただいた情報はest会館管理の目的以外には使用いたしません

【同好会代表者 誓約署名】

同好会の会員および講師に会館利用規則、同好会による
利用規則を周知し、これを遵守させることを誓約します

<代表者>

印

◆健保担当者は資格有無の状況を台帳でチェックのこと

労働組合		健康保険組合	
書記長	担当	事務長	担当

同好会会員(代表者についても記載) 表面からの続き

※組合員でない方は総員の1/2以下であることが利用条件です

No.	氏名	該当する区分いずれかに○		保険証(組合員OBの場合は当時の記号番号を、 家族の場合は被保険者の記号番号を記入)	
		組合員 (労組 or 健保組合員)	組合員でない (OB or 扶養に入っていない家族)	記号	番号
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※ご記入いただいた情報はest会館管理の目的以外には使用いたしません